

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. 事業運営の基本方針

当社グループは、以下のとおり経営理念および経営方針を定め、実践しております。

(1) 経営理念

当社は、設立以来、下記を経営理念としている。

『経営理念』

- 一. 我々は世の中の役に立つ独創的な「物」「方法」を創造し世の中に貢献する。
- 一. 我々は顧客の立場に立って「物」「方法」を創造し、より価値の高い物をお客様に与え続ける。
- 一. 我々は正しい倫理の上に立ち、真面目な事業運営で永久繁栄を計る。
- 一. 我々に対し力を貸してくださっている方々に少しでも多くの利益をもたらし、共存共栄を計る。
- 一. 我社の社員は一丸となって努力し如何なる時代が来ようとも絶対につぶれる事のない強靱な体質を作り、事業の永久繁栄を計る。
- 一. 我社の社員はもっとも人間性を高め社会的地位の向上を計ると共に財産の増強を計る。

(2) 経営方針

当社は、国民の視点に立って、建設工事のあるべき姿として、「建設の五大原則」を掲げ、これを遵守した工法革命を提唱し、実践してきた。今後は、さらに、この原則を高次元で実現する「インプラント工法」により世界の建設を変えること、を経営方針として掲げることとする。

『経営方針』 インプラント工法で世界の建設を変える

「建設の五大原則」

- 環境性: 工事は環境に優しく、無公害であること
- 安全性: 工事は安全かつ快適で、工法自体が安全の原理に適合していること
- 急速性: 工事は最短の時間で完了すること
- 経済性: 工事は合理的で新奇性・発明性に富み、工費は安価であること
- 文化性: 工事は高い文化性を有し、完成物は文化的で芸術性に溢れていること

《いかなる工事も環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要件を調和のとれた正五角形で実現しなくてはならない》

2. 資本政策の基本方針

当社は、将来にわたって株主価値を高めるために持続的な社業の成長が必要と考えており、成長投資による事業拡大、株主に対する配当による還元を資本政策の基本としております。

また、経営環境の変化に柔軟に対応し、株主価値向上に資する経営の諸施策を実行するため、必要に応じ自己株式の取得を行ってまいります。

3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の拡大を目的として経営環境の変化に的確かつ迅速に対応した経営を行うことが必要であると考え、コーポレート・ガバナンスはそれを実現するための仕組みであると認識しその強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳

当社の定時株主総会では、例年、議決権総数の80%程度の行使があるため、議決権電子行使プラットフォームは利用しておりません。また、海外投資家の株式保有比率は1%程度のため、招集通知の英訳は実施しておりません。今後の株主構成の推移を注視し、20%を超える段階で具体的な実施を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】英語での情報開示・提供

当社の海外投資家の株式保有比率は1%程度のため、英語での情報開示・提供は実施しておりません。今後の株主構成の推移を注視し、20%を超える段階で決算資料や招集通知等の英訳を検討してまいります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社の独立社外取締役は、昨年11月に1名就任いたしました。取締役会において活発な意見を得られるよう、将来的に2名以上選任すべく、引き続き候補者の人選に努めております。

【原則4-10】任意の仕組みの活用により、統治機構のさらなる充実を図るべき

現時点での事業内容および規模においては現在採用している監査役設置会社が最も適切と考えております。今後事業の拡大に伴い必要な時期に、取締役および監査役による機関設計検討委員会等を設置してまいります。

【補充原則4-10-1】指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

現在、当社の独立社外取締役は1名のみですが、取締役会において指名・報酬等について適切な助言を得られるよう、詳細な情報の提供等、環境の整備に努めてまいります。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性の分析・評価

当社は、現在、取締役会の実効性の評価、分析を行っておりませんが、引き続き、有効な分析・評価方法を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

当社の政策保有株式としましては、少数の金融機関（地方銀行等）との安定的な協力関係を構築するために、その株式を保有するのみであります。これらの株式について、現在、取締役会への定期的な報告は行っておりませんが、今後、取締役会への報告を行い、保有継続の意義や合理性を定期的に検証してまいります。

議決権行使にあたっては、保有先企業の経営方針の適切な実現、ガバナンスの向上および持続的な成長に資するか否か、併せて、当社の保有目的に合致するか否か等の観点から、個別課題によって賛否を判断しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社は、当社が役員や主要株主等と取引を行う場合、こうした取引が当社および株主共同の利益を害することのないよう、社内規程において取締役会の決議事項とし、管理対象となる取引、決議の条件を定めるとともに、当該条件を満たすことについて取締役会に対して情報提供をすること、社外取締役の意見を聴取すべきことを明示しております。

また、当社と当社子会社間の取引を行う場合も同様の考えに立ち、子会社に資金の貸付または債務保証を行う場合は、社内規程において取締役会の決議事項とし、その結果につきましても取締役会に対して報告をすることを定めております。子会社との、その他の取引につきましては、取引の規模および内容の重要性に応じて、第三者との取引と同条件で同様の決裁を得て実施しております。

【原則3-1】情報開示の充実

＜経営計画＞

当社は、平成27年8月に定めた中期経営計画において次の1～3を基本戦略として掲げております。

1. インプラント工法のパッケージ化によるグローバル展開
2. 開発に特化した企業体制の更なる強化
3. 高知を世界の圧入のメッカにする

詳細は、当社ホームページ IR情報 株式関連情報内に「平成27年10月8日 中期経営計画について」として開示しております。

(https://www.giken.com/ja/wp-content/uploads/2015/10/6289h2710medium-term_management_plan_fv.pdf)

＜取締役等の選任・指名を行うにあたっての方針と手続＞

当社では、取締役候補者は、当社の経営理念および経営方針の実現により持続的な企業価値向上を図るために機動的な貢献ができる者を、監査役候補者は、取締役の業務執行に対し客観的な立場において適切な判断を行い、意見を述べることができる者を指名すべきとしており、当社規程において次の基準を設けております。

1. 職務を全うできる健康状態であること。
2. 優れた人格、倫理観、遵法意識を有していること。
3. 経営に関し客観的かつ論理的な分析能力及説明能力を有していること。
4. 当社の主たる事業分野において経営判断に支障が生じる利害関係がないこと。
5. 株式公開企業としての企業統治の観点からの行動言動が期待できること。

手続については、取締役会が必要に応じて候補者と面談等を行い、上記の基準に適合することを確認したうえで、取締役会決議により候補者を指名することとしております。

＜経営陣幹部の個々の選任・指名する際の説明＞

取締役および監査役候補者の各々の略歴ならびに選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、法律および定款で定められた事項の他、経営方針および経営計画の決定、新規事業計画の策定および新製品の開発等その他の重要事項の判断をすることとしており、決議事項、報告事項は取締役会規則に定めております。

意思決定および業務執行の迅速性を重視し、知財管理、製品事業、管理本部の各事業分野の担当取締役を選任し、取締役会で決定された事項に基づき、各事業分野における施策を決定し、業務を遂行しております。これら以外の事業分野については、執行役員を配置し、業務を遂行しております。なお、個別の業務執行にあたりましては、業務の内容、金額等により各職位の責任を明確に定めております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社の独立社外取締役は、会社法の要件を満たすことおよび東京証券取引所有価証券上場規程の要件に該当しない者であること、さらに次の要件のいずれにも該当しない者であることとしており、この要件は当社規程に明示しております。

1. 当社株式の10%以上を保有する株主
2. 当社グループ会社の役員または従業員
3. 当社グループとの取引額がグループ連結売上上の2%以上となる取引企業の役員または従業員
4. 当社グループと年間500万円を超える個人的な取引がある者
5. 前4号に該当する2親等以内の親族がいる者

【補充原則4-11-2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

現在、当社には他の上場会社の役員を兼任する役員はおりません。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニング方針

取締役および監査役に対するトレーニングは、社内社外問わず、着任前に以下の当社に関わる基本的情報を提供しております。

1. 当社の経営理念、経営方針、事業計画、組織等
2. 当社事業の事業概要（市場、製品等）、事業実績
3. 当社の過去の株主総会および取締役会議事録に関する情報
4. 当社のコーポレートガバナンスに関する情報

また、市場動向や国内外の経済・社会問題等、必要に応じて社外研修への参加機会を与えております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主を含めた利害関係者に正確な情報を適切に開示し、株主との建設的な対話を促進するため、管理本部の担当役員を株主対応担当役員と定め、IR担当部門を統括するとともに関係機関と連携して、以下を実施することとしております。

1. 当社ホームページを活用し、株主および機関投資家を含むすべての利害関係者に対して公平かつ適時の情報提供を行う
 2. 株主および機関投資家からの電話取材への対応、または電話会議・個別面談による説明会での対応を行う
 3. 株主および機関投資家等との対話の内容を、必要に応じて取締役会で報告するとともに、社内で共有する
 4. 株主および機関投資家からの質問に対する回答を、当社ホームページ活用等により、適切な方法で外部に対し情報発信する
- なお、インサイダー情報に関しては、社内規程を定め情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社北村興産	6,001,306	24.33
北村 精男	2,391,914	9.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,822,400	7.39
株式会社四国銀行	810,616	3.28
技研製作所従業員持株会	752,275	3.05
株式会社高知銀行	693,338	2.81
北村 博美	649,392	2.63
北村 知佐子	648,429	2.62
北村 精章	646,000	2.61
技研共栄会	563,457	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は、平成28年8月31日時点の情報に基づき、記載しております。
なお、株式会社四国銀行は、所有株式を合算して表示しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
-------------	--------

決算期	8月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有しておりません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉良 正人	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉良 正人	○	—	社外取締役の吉良正人氏は、長年行政で培われた豊富な経験と高い見識に加えて、学校法人の経営に携わっておられることから、当社の社外取締役としての職務を適切に実施いただける人物であり、上記のa~kのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況は、定期的な監査役報告会の開催や必要に応じて情報交換、意見交換等を通して十分な連携を図り、監査の充実に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況は、必要の都度意見交換して情報の共有を図り、適正な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
宮崎 利博(注)	他の会社の出身者														
森 國雄	他の会社の出身者							△							
土居 秀喜	その他														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮崎 利博(注)	○	—	社外監査役宮崎利博氏は、長年行政で培われた豊富な経験と高い見識を活かして当社経営や業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であり、上記のa～mのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。
森 國雄	○	当社は、森國雄氏が過去において業務執行者であった株式会社四国銀行との間で借入れ等の取引関係があります。なお、平成28年8月末日時点における当社の総資産に占める同行からの借入金の割合は約1.3%、当社の借入金総金額に対する同行からの借入金の割合は約23.6%です。	社外監査役森國雄氏は、金融に関する豊かな知識と、監査業務に携わった経験を活かして当社経営、業務に対し、客観的見地から適切に監査を実施していただいております。また、同氏が過去において業務執行者であった株式会社四国銀行と当社との間で同氏の独立性を損なうような事情はなく、同氏は当社経営陣から著しいコントロールを受けたり、当社経営陣に著しいコントロールを及ぼさる方ではありません。なお、株式会社四国銀行は、当社の取引銀行であり、主な借入先の一つであります。

			借入れの規模から鑑みて、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引先ではありません。したがって、当社としては、同氏は当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定しています。
土居 秀喜	○	——	社外監査役土居秀喜氏は、長年警察官として培われた幅広い見識を活かして当社経営や業務に対し客観的見地から適切な監査を実施いただける人物であり、上記のa～mのいずれにも該当せず、一般株主との利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	4名
--	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

(注)「宮崎 利博」の「崎」の字のつくりの「大」の部分は、TDnetの制約により入力できないため、この表示としておりますが、正しくは「立」の表示となります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主を重視した経営を一層推進することを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社および当社子会社の取締役および従業員に対し、無償で新株予約権を発行するものであります。また、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社取締役、監査役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新	
--	--

有価証券報告書に「報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額」として、下記の通り開示しております。

- ・氏名(役員区分) : 北村 精男(取締役)
- ・会社区分 : 提出会社
- ・報酬等の総額(千円) : 149,108

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社では、取締役の報酬の決定方針については以下1～5のとおりとすること、手続きについては株主総会において決定された報酬総額の限度内で、社外役員の意見を聴取のうえ取締役会にて協議のうえ決定することとし、いずれも当社規程において定めております。

1. 経営理念・経営方針の実現への貢献に対する報酬であること。
2. 長期的な企業価値創出および維持に対する貢献を反映する報酬であること。
3. 優秀な経営陣を確保できる報酬であること。
4. 前号に対して客観性を有する報酬とし、ストック・オプション等を導入することができるものとする。

5. 退職慰労金は支給しない。ただし、定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止が決議された日(平成22年11月25日)に当社に在職していた役員であって、引き続き役員の職にあり、この規程の実施日(平成27年11月1日)現在、役員退職慰労金の支払いを受けていない者についてはこの限りでない。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従スタッフはおりません。

社外取締役は非常勤ですが、取締役会事務局を担当する管理部より適宜経営情報の提供を行い、職務の執行をサポートしております。社外監査役のうち1名は常勤監査役として勤務しており、収集した情報を毎月開催の監査役会における報告、または文書の送付により伝達しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社の機関として、株主総会、取締役会および監査役会を設置しております。そのほかに経営会議を設置し、業務執行による意思決定の迅速化に努めております。

取締役会は、社外取締役1名を含む7名で構成され、毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により法令で定められた事項や経営に関する重要な事項等の意思決定および監督を行っております。社外取締役は、監査役会にも出席し、情報収集および監査役との連携を図っております。経営会議は、取締役全員、およびその他関連する重要な組織の長をもって構成され、経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に開催しております。

監査役会は、社外監査役3名で構成され、毎月1回の開催により、監査の方針・計画・方法、その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は取締役会等重要な会議に出席するほか、業務執行状況の監査を適宜実施しております。

内部監査室は、1名で構成され、内部統制の整備・運用状況の有効性検証ならびにその改善に向けた助言・提言を行うとともに、監査計画に基づいて各部門の活動全般にわたる内部監査を実施し定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行っております。

監査役と内部監査部門は、必要の都度意見交換を行うとともに連携を密にし、適正な監査の実施に努めております。

当社の業務執行状況の体制、経営監視および内部統制の仕組みは別図のとおりであります。

当社の外部監査としては、会計監査人として有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、通常の監査および内部統制に関わる事項を含めて、適宜助言を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社の業務執行に対する監督機能の強化と透明性の向上のため、独立社外取締役1名を選任しております。また、独立社外監査役3名で構成される監査役会による監査の実施が経営監視機能として有効であると判断しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の定時株主総会開催日は11月(8月決算)であり、集中日の回避が実現されております。
その他	当社ホームページに専用ページ(URL: https://www.giken.com/ja/ir/)を設け、株主総会招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社の業績の概要や主要な活動状況、今後の見通し等について説明する会といたしましては、定時株主総会のほか、電話会議等を活用して個人投資家の希望に沿って随時開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに専用ページ(URL: https://www.giken.com/ja/ir/)を設け、決算短信、株式関連情報、電子公告、株主情報、IRスケジュール等のテーマに分類し、適宜、IR情報を提供しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門を管理部とし、当該部門を管掌する管理本部担当役員を、IR担当責任者と位置付けております。	
その他	アナリスト、機関投資家向けに対しては、適宜、説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「経営理念」において規定しており、株主、地域住民、取引先、従業員等ステークホルダーとの良好な関係を築き、健全な経営体質の維持と収益体質の強化、永続的な発展を目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、建設業界、特に基礎分野における騒音および振動公害の一扫を志して創業した企業であり、本業そのものが環境保全活動であります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システム構築の基本方針

当社は、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針を定め、本方針に従って内部統制システムを適切に構築し運用しております。

(1) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令・定款および事業運営の基本方針を遵守することを企業経営における重要事項と位置づけ、社内規程の整備やコンプライアンスに関する担当役員および担当部門の決定、使用人に対する研修の実施等、コンプライアンス体制の構築、推進を図る。
- ・当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを含め、内部報告体制を整備する。
- ・財務報告に係る内部統制を整備・運用し虚偽記載の防止を図る。
- ・監査役による監査に加え、内部監査室による内部監査により、定期的に事業活動の適法性、適正性の検証を行うとともに、内部統制の評価を行う。
- ・反社会的勢力との関係断絶および不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令および社内規程により、適切に保存および管理を行う。
- ・上記の文書等は、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務執行におけるリスクについては、社内規程等の整備・充実や、定められた危機管理対策本部および事務局体制の周知徹底などにより、管理体制を構築し、その推進を図る。
- ・当社および当社子会社の各部門は、それぞれの部門において予見されるリスクを特定し、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等を図る。

(4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役会規則および細則に則り、経営に関する重要事項の決議を行うとともに、経営計画および各事業の進捗状況の確認により、経営資源が効率的に運用されているかを検証するため、毎月1回取締役会を開催する。
- ・経営に関する重要事項を速やかに実行するために必要な予算、計画等を検討し、その成果を検証するため、定期的に経営会議を開催する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に則り、責任と権限を有する部門が迅速に実施する。
- ・各部門は、取締役会に対し、迅速かつ正確な情報を提供するため、定期的に報告を行う。

(5) 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社の業務執行については、定期的に当社取締役会において報告させる。
- ・当社の取締役は、子会社の業務執行について、必要に応じて状況報告を求め、子会社の業務執行を監視・監督し、適宜、指導・助言を行う。
- ・子会社の業務執行のうち重要事項については、当社の決裁を受けることとし、内部牽制を働かせる。
- ・当社の内部監査部門は、子会社における業務の適正性に関し、監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・現在、専属の監査役スタッフは置いていないが、今後その必要性が生じた場合には、監査役の意向を踏まえて配置するものとする。
- ・監査役スタッフを配置した場合に、当該スタッフが他部門の使用人を兼務する場合は、監査役から指示を受けたときには、その業務を優先して従事するものとする。
- ・当該スタッフの任命・異動等、人事に係る事項の決定には、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保する。

(7) 当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、重要事項の決議および業務の執行状況を把握するため、取締役会ならびに経営会議に出席し、報告を受けることができる。
- ・当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役が重要事項について報告を求めた場合は、速やかに対応するものとする。
- ・当社の取締役、執行役員および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、監査役に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内規程等において整備し、運用する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、定期的に会計監査人と当社監査役および内部監査部門が意見交換をする機会を設ける。
- ・監査役会は、必要に応じて会計監査人と当社取締役が意見交換をする機会を設ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本姿勢とし、次の内容を実施しております。

- ・反社会的勢力からの被害を防止する体制として管理本部長を責任者とし、総務担当部門を統括部門としております。
- ・「高知県企業防衛連絡協議会」、「公益財団法人暴力追放高知県民センター」等の外部の専門機関に加入し、最新情報の収集および反社会的勢力の排除に努めております。

- ・反社会的勢力からの不当要求に対する予防措置として、統括部門において情報の収集および一元管理を行うとともに、マニュアルを充実させていくなど体制整備を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明 更新

現在は、当社の株主構成等に鑑みて特別の手立ては講じておりません。今後は、株主構成をはじめとする諸状況も勘案したうえで、株主および投資家の利益が不当に損なわれることのないよう必要に応じて手立てを検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は、以下のとおりです。

1. 基本姿勢

金融商品取引法および関連法令ならびに証券取引所の定める規程等を順守し、重要な会社情報を適切に管理するとともに、適時適切な情報開示に取り組んでおります。

2. 会社の情報管理および開示に関する社内周知

内部者取引規制に係る重要事実については社内規程に明示して従業員に周知し、内部者取引の未然防止を図っております。

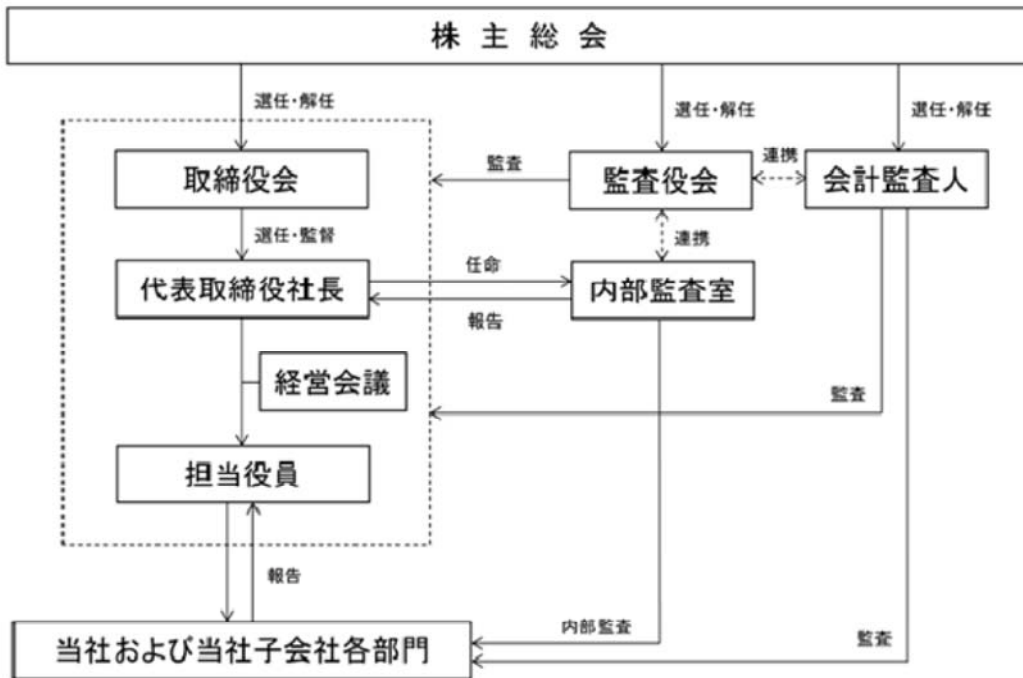
3. 基本的な流れと社内体制

情報取扱責任者を管理本部担当役員とするとともに、重要な情報管理はIR担当部門(取締役会・経営会議事務局を兼ねる)である管理部が所管し、そのうち決算に関する情報は経理部が所管しております。

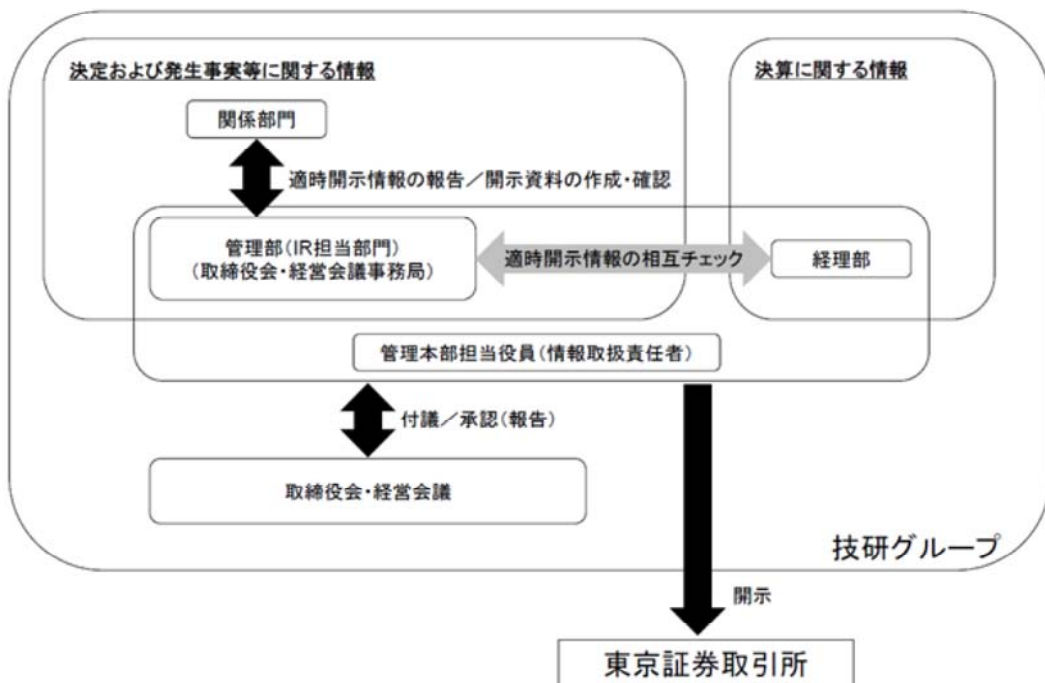
決定事実および決算に関する情報については取締役会等において審議・決定のうえ、速やかに開示を行います。また、社内の関係部門の責任者は、発生事実となる情報を把握した時点で管理部の責任者に報告、管理部および経理部において情報取扱責任者(必要に応じて代表取締役社長)と協議をして開示の可否および時期を検討し、必要に応じて取締役会等において審議・決定のうえ、速やかに開示を行います。

なお、適時開示体制概要の模式図を、別図に示しております。

■業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組み



■適時開示体制の概要



以上